

出産予定連絡票（教育・保育給付認定用）

（宛先）茅ヶ崎市長／茅ヶ崎市福祉事務所長

年 月 日

子どもの 名前	フリガナ		子どもの 名前	フリガナ	
生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日	
クラス年齢	令和8年4月1日時点の年齢	令和9年4月1日時点の年齢	クラス年齢	令和8年4月1日時点の年齢	令和9年4月1日時点の年齢
	歳児クラス	歳児クラス		歳児クラス	歳児クラス
保育所等 名称	☐ 利用中（ ） ☐ 申請中（転園申請含む）		保育所等 名称	☐ 利用中（ ） ☐ 申請中（転園申請含む）	

以下のとおり、出産予定がありますので、連絡します。

出産予定日	年 月 日		
母子手帳No		多胎妊娠	☐ 単胎 ☐ 双子以上
産前産後期間	年 月 日 から 年 月 日 ※認定期間は、予定日の6週間前（多胎の場合は予定日の14週間前）の月初から出産後8週間後の翌日の月末までとなります。		

☐ 認可保育所等への入所申請中

認可保育所等は、原則育児休業中に利用することはできません。妊娠しており、産後に出生児の育児休業を取得する予定で復職を希望しない場合、育児休業からの復職を前提とした入所申請は無効となるため、申請取下げとなります。産前産後期間及び産後期間終了後の申請について、希望する申請方法を選択してください。産後期間終了後も申請継続を希望する場合、出生児の預け先等についても、あわせて検討してください。

《いずれの保護者も就労要件以外の要件（就学・疾病障がい・求職活動・介護看護）で申請している場合》
☐ 産前産後期間及び産後期間終了後も申請継続を希望する。 ※申請継続を希望しない場合は申請取下げしてください。
《いずれかの保護者が就労要件で申請している場合》
☐ 出生児の育児休業の取得を予定しているため、産前産後期間のみ認可保育所等を利用するための入所申請を希望する。 ➡ 入所した場合、出産日の8週間後の翌日を含む月で退園となります。 入所できなかった場合は、出産日から8週間後の翌日を含む月の入所審査を最後に、翌月以降は申請取下げとなります。 母の産後期間中に、父が育児休業を取得する場合、産後期間中であっても育児休業中の利用はできません。
☐ 出生児の育児休業の取得を予定しており、産前産後期間の認可保育所等の利用は希望しない。 ➡ 出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日を含む月から申請取下げとなります。
☐ 出生児の育児休業は取得するが、申請している児童が入所でき次第、復職するため、復職前提での入所申請を希望する。 ➡ 入所した場合、入所月の翌月10日までに復職する必要があります。
☐ 出生児の育児休業は取得せず、母については産後復職予定のため、復職前提での入所申請を希望する。 ➡ 出産日の8週間後の翌日に復職が必要です。復職後に復職の事実がわかる【就労証明書】の提出が必要です。

☐ 認可保育所等を利用中

出産後の状況について選択してください。 認可保育所等を欠席できる期間は、産前産後期間だけです。それ以降欠席が続く場合、退園となります。欠席する期間も保育料は発生します。
☐ 育児休業を取得し、育児休業中も「育児休業に伴う認可保育所等入所継続制度」を利用して、入所継続を希望します。 [取得予定者 ☐ 母（ 年 月 日～取得予定） ☐ 父（ 年 月 日～取得予定）] ※ 出産後、育児休業取得開始日までに【出生届 兼 育児休業に伴う認可保育所等入所継続届】を提出してください。 ※ 育児休業の開始日を含む月の翌月（1日が開始日の場合は当月）から、短時間認定となります。
☐ 父・母とも育児休業は取得せず、母は産後期間終了後に復職します。※復職後に復職の事実がわかる【就労証明書】を提出してください。
☐ 家庭内保育が可能であるため、退園します。 ※【退園届】を提出してください。
☐ 就労要件以外の要件（疾病障がいなど）で利用しており、産後も継続して、同じ要件で認可保育所等を利用します。